

国民健康保険税の税率が変わりました

■問合せ 町民税務課 TEL 47-8014

広報 2011年10月号および2012年4月号でお知らせしたとおり、平成24年4月から国民健康保険税の税率が変わりました。7月に届く納税通知書は新税率で計算された金額となっています。

〈医療分〉

	改正前	改正後	比較
所得割	3.9%	5.5%	↑ 1.6%
資産割	20.0%	24.0%	↑ 4.0%
均等割	17,000円	25,000円	↑ 8,000円
平等割	17,000円	25,000円	↑ 8,000円
課税限度額	510,000円	510,000円	—

〈後期高齢者支援金等分〉

	改正前	改正後	比較
所得割	1.1%	1.3%	↑ 0.2%
資産割	2.4%	2.6%	↑ 0.2%
均等割	5,100円	5,800円	↑ 700円
平等割	4,700円	5,100円	↑ 400円
課税限度額	140,000円	140,000円	—

〈介護分〉

	改正前	改正後	比較
所得割	1.0%	1.2%	↑ 0.2%
資産割	7.5%	7.2%	↓ 0.3%
均等割	8,000円	7,500円	↓ 500円
平等割	5,000円	5,000円	—
課税限度額	120,000円	120,000円	—

たとえば

【ケース①】

夫と妻の2人(65歳未満で介護分対象)が国民健康保険に加入の場合

夫：給与収入 150万円、年金収入 100万円、固定資産税 5万円

妻：収入 0円、固定資産税 0円

所得割算定基準所得

= (給与所得 85万円 + 年金所得 30万円) - 33万円 = 82万円

改正前 ▶▶▶ 年税額 150,900円

改正後 ▶▶▶ 年税額 194,100円 ◀ 43,200円のUP ↑

【ケース②】(2割軽減該当)

夫と妻の2人(65歳以上で介護分対象外)が国民健康保険に加入の場合

夫：年金収入 200万円、固定資産税 5万円

妻：収入 0円、固定資産税 0円

所得割算定基準所得

= 年金所得 80万円 - 33万円 = 47万円

改正前 ▶▶▶ 年税額 87,300円

改正後 ▶▶▶ 年税額 118,500円 ◀ 31,200円のUP ↑

用語解説

【所得割】前年中の総所得金額等に対して課税されるもの

【資産割】今年度の固定資産税額に対して課税されるもの

【均等割】加入者1人当たりに対して課税されるもの

【平等割】世帯に対して課税されるもの

【総所得金額等】

事業所得、給与所得、雑所得(公的年金含む)、一時所得、不動産所得、土地・建物・株式等にかかる譲渡所得(特別控除後)などの所得の合計

※所得とは、収入から必要経費を差し引いたものです。

※所得割の算定の基準となる所得は、総所得金額等から33万円を差し引いた金額です。

※課税対象とならない年金(遺族年金・障害年金)および退職所得は所得割の算定基準所得に含みません。

※〈介護分〉の保険税は、40歳以上65歳未満の加入者に対して課税されます。

【注意】

国民健康保険税は、所得税や住民税のような扶養等の控除はありません。

○世帯主や被保険者の所得に応じて、7割・5割・2割の軽減措置があります。

(軽減措置の対象は、均等割と平等割です)

○会社などの健康保険に加入していた人が後期高齢者医療制度に移行することで、その被扶養者が国民健康保険の被保険者になった場合は減免措置があります。

○倒産、解雇などで離職した人や雇止めなどにより離職した人には軽減措置があります。